

兵高教組 2019年11月19日 確定速報 No.5 調査情報 19号

兵庫県高等学校教職員組合調査部
TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185
URL : http://www.hyogo-kokyoso.com
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

11月14日(木) 第3回 賃金権利確定交渉

11大要求署名 3,229筆を提出(第一次分) 県教委 給料表・一時金の県人勤どおりの改善 などとともに、4号業務手当引き下げを提案 「現給保障廃止」の回答は変えず

11月14日、高教組・従組・兵庫教組は合同で、2019年度の第3回賃金権利確定交渉をもちました。冒頭で小野委員長から、職場で集まった11大要求署名 3,229筆(第一次分)を提出しました。県教委 和泉教育次長から、前回交渉で出された質問・要求への回答と、得られた成案についての提案がありましたが、一部を除き私たちの要求からかけ離れたものが多く、再検討を要求して交渉は終わりました。次回の交渉は11月25日(月)で、山場に向けた徹夜交渉になります。署名の追加提出は、この日が最終になります。集まった署名は早めに高教組本部へお届けください。力を合わせて、賃金改善を実現させましょう。

教育次長からの提案・回答

給料表・一時金は県人勤のとおり改定 パーク&ライドに伴う通勤手当の加算支給 勤め手当の期間率の国並み改悪は撤回

前進面としては、県人勤どおりの給料表改善と一時金改定、通勤手当改善が提案されました。また、勤め手当の期間率を国並みに改定することの検討について、「今回は見送って現行どおりとし、来年度協議したい」との表明がありました。

現給保障は2020年3月末で廃止 4号業務手当 3,600円から2,700円に引き下げの提案

高校教育職で、いまだ28%が受けている現給保障は維持せよとの切実な要求に対して、「2020年3月末で廃止と給与条例で定めており、影響が大きいことは認識しているがご理解を願いたい」という厳しい回答でした。

成案が得られたとして提案されたもの

- ◆県人勤どおり給料表を改定[2019年4月1日実施]
平均0.1%増額
- ◆県人勤どおり勤め手当を0.05月引き上げ
[2019年4月1日実施]
一時金 年4.45月→4.5月 (再任用は改定なし)
- ◆パーク&ライドに伴う駐車場利用料金月額2分の1を、上限(※)の範囲内で通勤手当に加算
[2020年4月1日実施]
(※)自動車3,000円、バイク1,500円、自転車1,000円
(注)2ヵ所以上の場合もそれぞれの上限の範囲内で支給額を計算し、支給総額の上限を6,000円とする。
- ◆4号業務手当(部活動指導手当)について、国の算定基準に合わせて、「土日4時間程度3,600円」を、「土日3時間程度2,700円」に2020年1月1日から改定したい。
- ◆ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に出場する選手が取得できる特別休暇の創設。
2020, 2021 の2か年。一暦年5日の範囲内。1日単位。
- ◆2020, 2021 年に限り特例的に、夏季休暇の取得期間を5月からとする。

教育次長からの提案・回答(つづき)

勤務時間把握は従事時間申告表の利用に固執

タイムカード等の導入で客観的な勤務時間把握をすべきだという要求に対しては、「従事時間申告表の利用を徹底したい」との回答に終始しました。

組合からの要求

「総合的見直し」未完成で、現給保障はやめられない！
「行革」カット終わっているなら、地域手当の回復を！
部活動指導手当引き下げは道理がない。撤回を！

- 「総合的見直し」に伴う地域手当引き上げ未実施分があって、これで現給保障をなくしたら、ただの賃下げだったということになる。現給保障は、やめられない！ また、現給保障の維持を含めて、高齢層の賃金改善をぜひとも何か考えてもらいたい。
- 給料表が改定されても中高年齢層では引き上げが全くない。そんな中で、長年勤めてきた人の現給保障を廃止しようというのは失礼なこと。撤回を。
- 2018年4月以降も地域手当が削減され続けたのが「行革」カットでないのなら、何が根拠か？ 「行革」カットが終わっているなら地域手当削減分の回復を！
- 部活動 3 時間程度としたら、指導は 4 時間程度にはなる。3 時間程度 2,700 円は時給にすれば 900 円。休日の勤務で、本来なら賃金が割増されて当然なのに、部活動指導手当の改定は撤回を。
- 民間には、定年時の給料の 75%を下回ると、雇用保険を使った「高齢雇用継続給付金」が支給される。定年延長については「定年時の 7 割程度」というような話が出ている。再任用も、せめて7割程度に。

うまくいっていない従事時間申告表を、使わないといけない理由があるのか！

- 勤務時間把握が進んでいない理由として、「徹底できていないこと」を挙げられたが、それでは理由になっていない！ なぜ徹底できないかが問題なのに。今のやり方に問題がある。ICカードなどを使っているところは把握ができています。従事時間申告表でないと駄目な理由はあるのか？
- 高教組の超勤実態調査の結果では、昨年よりも超過勤務が増えている。人を増やさないと駄目。
- 勤務時間把握がきちんとされて、連続勤務などの実態が出てくるのを恐れているのか。タイムカードなどで客観的な勤務時間把握を。
- 寄宿舎の舎監を教員がしている。日中の勤務の後、泊まりの舎監をして、翌日は通常の授業や部活動指導などしている。これは普通のことか？ 専任の舎監を置いてもらいたい。当面、舎監の翌日は勤務しないで済むようにしてもらいたい。

教育次長からの再回答

- ◆タイムカードは絶対駄目というわけではないが、設備投資するほどのメリットを認識し得ない。
- ◆地域手当は国の基準で既に限度いっぱいなので引き上げられない。
- ◆(再任用の賃金の最高号給に対する割合が2級と5級で大きく差があることについて)人事委員会勧告の給料表に基づいた措置で、適正なものと考えている。(なぜ20%も差があるのかについては回答なし)
- ◆高齢者、現給保障の話についても、高齢者に対する措置が全くないということに対して、強い思いをうかがった。真摯に受けとめたい。
- ◆成案として示したものの以外について、引き続き検討した上で改めて回答させていただきたい。

小野委員長からのまとめの発言(要旨)

知事の要請が元で消し去られているのは「行革」カット分だけではない。 私たちの願いに応える回答となるよう、再検討を求めます。

昨年度の公民比較方法の見直しで消し去られているのは、地域手当 1.5%削減分だけではない。「総合的見直し」で地域手当を引き上げるべき分も消し去られている。知事の要請に基づいた公民比較方法の見直しで、そんなことをしておいて、現給保障をなくすことはできないのではないか。ぜひ検討していただきたい。

いわゆる常勤講師について、この間、年休の繰り越しや社会保険の継続、昨年度の確定交渉では「空白の一日」の廃止、臨時教諭の2級適用の上限号給の撤廃など、我々の交渉、県教委の努力によって、改善が進んできた。もう一歩だと思う。来年度からの会計年度任用職員制度導入に際しての総務省のマニュアルなどには、「常勤職員(筆者注:正規職員のこと)と同等の職務内容や責任を有する場合に、下位の級に格付けをしない。号給の上限を設定しない」といったことが書かれている。私たちは、職務の内容や責任は常勤講師の方も教諭も同じだと考えているが、そのことについての認識を問いたい。そして、同じであるならば、同一労働同一賃金という観点から、全員に2級を適用させるということをぜひ全国に先駆けて兵庫県がおこなっていただきたい。

私たちの願いや期待からすると、まだまだ不十分な回答だ。今日の回答はお返しをして、再検討を求めます。

山場に向けて署名集約を急ぎましょう！

まだ間に合います。25日(月)の交渉までに。